

社会福祉法人清里役員・評議員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清里（以下「法人」という。）の業務に従事する役員・評議員等の報酬、退任慰労金、弔慰金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員・評議員とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 理事のうち、常勤若しくは非常勤の勤務を命ぜられた理事には、下表に基づき報酬を支給する。別途賞与の支給は行わない。

| | | |
|-----|----|----------|
| 常勤 | 月額 | 600,000円 |
| 非常勤 | 月額 | 250,000円 |

2 前項に該当しない役員・評議員が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

| | | |
|----|-------|---------|
| 1日 | 4時間以内 | 10,000円 |
| 1日 | 4時間超 | 15,000円 |

3 理事が、法人の職員を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項の役員・評議員については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、当月28日（支給日が日曜日の月は29日に、土曜日の月は27日とする。）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条第2項の役員・評議員については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償)

第5条 法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 退任慰労金

(金額の算定)

第6条 退任役員・評議員に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき50,000円

(2) 理事、監事

在任期間1年につき20,000円

(3) 評議員

在任期間1年につき10,000円

2 在任期間の計算は、役員・評議員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第7条 退任慰労金は、役員・評議員を退任した時点において、現金または金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(控除)

第8条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員・評議員が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第4章 弔慰金

(弔慰金)

第9条 役員・評議員が死亡したときは、別表1の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第10条 役員・評議員の親族等が死亡したときは、別表2に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第5章 その他

(改正)

第11条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人清里理事会で提案し、評議員会の議決を経なければならない。

附則

平成20年1月1日制定「社会福祉法人清里役員等費用弁償規程」、平成20年4月1日制定「社会福祉法人清里役員報酬規程」は平成29年3月31日廃止する。

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

別表1 弔慰金

| 対象者 | 支給基準額 | 備考 |
|--------|----------|-------|
| 理事長 | 100,000円 | 弔電・生花 |
| 役員・評議員 | 50,000円 | |

別表2 香華料

| 対象者 | 支給基準額 | 備考 |
|-----|---------|-------|
| 配偶者 | 30,000円 | 弔電・生花 |
| 子 | 30,000円 | |